



「さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事」を試行します



令和4年度から技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇改善につなげる「さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事（以下、「モデル工事」という。）」を試行します。

モデル工事の試行概要

1. 対象工事

原則としてさいたま市が発注する全ての建設工事を対象とし、公告時に明示します。

2. モデル工事の試行内容

表1_モデル工事の試行内容と達成目標

試行内容		達成目標
①	事業者登録	元請事業者の登録を完了すること。
②	技能者登録	元請事業者又は下請事業者のうち1名以上の技能者の登録を完了すること。
③	管理者ID登録	元請事業者が現場管理者の登録を完了すること。
④	カードリーダー設置	カードリーダー又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダーを設置すること。
⑤	就業履歴情報登録	技能者登録の対象者の就業履歴情報を登録し、その情報の蓄積を30日以上行うこと。

3. モデル工事のインセンティブ

受注者が試行した内容について、全て目標を達成した場合は、さいたま市建設工事成績評定要領の考査項目「5. 創意工夫」において1点の加点をします。

ただし、工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となります。

4. 連絡事項

モデル工事として建設キャリアアップシステムを活用する場合には、試行内容と達成目標等を施工計画書に記載し発注者に提出してください。

また、現在工事期間中の工事でも試行は可能です。発注者と協議のうえ、変更施工計画書を提出し、試行をお願いいたします。

さいたま市のホームページでは、「さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」やQ&Aを確認することができます。

【お問い合わせ先】さいたま市 建設局 技術管理課

TEL : 048-829-1515 FAX : 048-829-1988 E-mail : gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp